

「西宮市リハビリテーション専門職によるアセスメント同行訪問事業」及び
「西宮市短期集中型通所サービス」に係る第1モデル事業企画提案競技実施要領

1. 趣旨

西宮市（以下、「本市」という。）はこれまで介護保険法の西宮市介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）を実施してきた。

今後も令和22(2040)年に向けて高齢化は進行し、サービス需給者が増え続けると見込まれている中で、比較的軽度である「要支援」の認定を受けた人に対しては、できないことを補う支援だけでなく、本人ができることや、やりたいことに着目し、自分で再びできるようになる「リエイブルメント」に重点を置く支援が重要となる。また、「リエイブルメント」に着目した支援においては、その状態を本人が継続できる「セルフマネジメントスキル」の向上が必要となる。

これらを踏まえ、令和7年度から「リエイブルメント」と「セルフマネジメントスキル」の向上を目指した更なる支援を行うため、要支援認定者を対象に短期集中型通所サービスの導入を試行実施することとし、総合事業において、「リハビリテーション専門職によるアセスメント同行訪問事業」及び「短期集中型通所サービス」に係る第1モデル事業を実施する。

事業の実施に当たっては、効率的かつ効果的に実施することを目的として、当該事業に係る業務を事業者への委託により実施することとする。

受託事業者の選定にあたっては、本モデル事業を受託するのに最もふさわしい事業者を総合的に評価するため、企画提案競技を行い、業務遂行能力に優れた受託候補者を選定する。

※令和7年度中にモデル事業において、第2、第3の地区での実施を予定している。第2、第3の地区のモデル事業については、別途企画提案競技を行う予定（時期は未定）。

2. 一般事項

（1）名称

「リハビリテーション専門職によるアセスメント同行訪問事業」及び「短期集中型通所サービス」に係る第1モデル事業企画提案競技

（2）主催者

西宮市 健康福祉局 福祉部 高齢介護課

（3）受託候補者選定方式

公募型のプロポーザル方式により企画提案書を求め、本市が定める選定評価基準に基づき総合的に評価・審査し、受託候補者を選定する。

（4）委託業務内容

別紙「リハビリテーション専門職によるアセスメント同行訪問事業仕様書」及び「短期集中型通所サービス仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

※通所リハビリテーション等の既存の実施サービス提供時間帯に本受託業務を実施する場合、既存のサービスとは別の場所かつ別の人員により実施すること。

(5) 募集圏域

本事業の実施圏域は次の3つの日常生活圏域とする。

日常生活圏域	左記日常生活圏域に含まれる町名 (50 音順)
今津南	朝風町、池田町、石在町、今津大東町、今津久寿川町、今津社前町、今津巽町、今津出在家町、今津西浜町、今津二葉町、今津真砂町、今津水波町、今津港町、甲子園網引町、甲子園洲島町、甲子園高潮町、染殿町、津門川町、津門住江町、浜松原町、東浜町、東町、松原町、用海町、与古道町
浜甲子園	池開町、枝川町、甲子園七～九番町、甲子園町、甲子園浜、鳴尾町、浜甲子園、古川町、南甲子園、武庫川町
上甲子園	今津曙町、今津上野町、今津野田町、今津山中町、上甲子園、甲子園口、甲子園浦風町、甲子園砂田町、甲子園浜田町、甲子園春風町、甲子園三保町、甲子園六石町、津門綾羽町、津門飯田町、津門稲荷町、津門大箇町、津門大塚町、津門呉羽町、津門西口町、津門仁辺町、津門宝津町、戸崎町

- 受託事業者は上記3圏域内において短期集中型サービスにおける通所型のサービスを提供することと（通所型サービスの実施場所は上記3圏域内に限る。送迎範囲は上記3圏域すべてを対象とすること。）。

- リハビリテーション専門職によるアセスメント同行訪問事業及び短期集中型サービスにおける訪問によるサービスは上記3圏域内すべてを実施圏域とすること。

(6) 募集する事業者数

1 事業者

(7) 委託料

実績に基づき、1月単位で翌月に支払う。ただし、予算の範囲内で実施すること。

●令和7年度の予算額

- ① 西宮市リハビリテーション専門職によるアセスメント同行訪問事業：792,000 円
- ② 西宮市短期集中型通所サービス：4,380,000 円

●想定利用者数

- ①の同行訪問は7月に開始し、1月当たり8人程度まで（令和7年度は72人程度まで）を実施予定
- ②の通所型のサービスは8月に開始し、1月当たり4人程度までが利用を開始（令和7年度は40人程度まで）予定

※留意事項：利用申込み状況により、実際の利用者数は想定とは異なる。

- 通所型のサービスの基本利用者数（利用者は週に1回（原則1か月に4回、3か月で計12回）利用する）

1週当たりの合計利用者数を12人とし、週に複数回に分けて実施する。実施曜日、時間、各回の基本利用者数等を企画提案書に記載すること。

曜日ごとに送迎範囲を限定する場合は、企画提案書に記載すること。

例1：火曜日午前10時～12時 基本利用者数6人（送迎範囲は3つの日常生活圏域すべて）、
土曜日午後1時～3時 基本利用者数6人（送迎範囲は3つの日常生活圏域すべて）

例2：木曜日午前10時～12時 基本利用者数4人（送迎範囲は原則として今津南及び浜甲子園圏域に限る）、
木曜日午後1時～3時 基本利用者数8人（送迎範囲は原則として今津南及び上甲子園圏域に限る）

- 1回あたりの委託料

実施業務	1回あたりの委託料
① 西宮市リハビリテーション専門職によるアセスメント同行訪問事業に係る業務	同行訪問1回あたり 11,000 円 (消費税及び地方消費税含む)
② 西宮市短期集中型通所サービスに係る業務 (消費税及び地方消費税非課税)	通所利用者1人1回あたり 8,500 円 (送迎しない場合は片道当たり 500 円減算)
	令和7年8月から令和8年11月までの間に限り、1月の利用者数が48人に満たない場合、満たない人数1人当たり3,750円。ただし、事業者都合による休業を除く。
	訪問1回あたり 10,000 円

※上記の委託料は仕様書に含まれる業務すべて（成功事例の動画撮影と提供、意見交換のための会議出席、マニュアル作成への助言、同行訪問にキャンセルが発生した場合に係る費用等）の料金を含む。

（8）業務期間

令和7年（2025年）7月1日から令和8年（2026年）3月31日までとする。

（9）契約

企画提案競技の結果は令和7年度から令和8年度まで有効とする。令和8年度の契約は、令和7年度の業務内容を審査し、問題がないと判断された場合、令和8年度の予算成立後、令和8年4月1日に締結する予定。令和8年度の短期集中型通所サービスの新規利用者の受入れは9月までとする予定。

なお、契約に当たっては、「リハビリテーション専門職によるアセスメント同行訪問事業（消費税課税事業）」及び「短期集中型通所サービス（消費税非課税事業）」の2件の契約を締結する。

また、理学療法士・作業療法士については、契約時に必ず資格証の写しを提出すること。

（１０）企画提案競技スケジュール

項 目	日 程
①西宮市ホームページへの掲載により公募開始	令和7年4月 1日（火）
②「質問書」に対する回答の公表開始	令和7年4月14日（月）以降随時公表
③「説明会」参加申込期限	令和7年4月15日（火）午後5時
④「説明会」開催	令和7年4月16日（水）午後2時～4時 西宮市役所本庁舎周辺で実施予定
⑤「質問書」の提出期限	令和7年5月 2日（金）午後5時
⑥応募申込書及び企画提案書の提出期限	令和7年5月12日（月）午後5時
⑦1次選考	令和7年5月中旬
⑧2次選考 （1次選考入選者によるプレゼンテーション）	令和7年5月23日（金） 西宮市役所本庁舎周辺で実施予定 上記に開催できない場合の予備日： 令和7年5月28日（水）
⑨受託候補者と随意契約	令和7年7月 1日（火）

3. 応募の要領

（１）応募者の資格要件

企画提案競技による選考への参加を希望する者は、企画提案書の提出期限において、次に掲げる資格要件のすべてを満たすものとする。

- ① 西宮市内において介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第8項に基づく通所リハビリテーション又は第8条の2第6項に基づく介護予防通所リハビリテーションを実施し、かつ令和6年度中に請求実績があること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 企画提案書の提出期限において、本市の指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であること。
- ⑦ 別紙の仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- ⑧ 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税、地方消費税及び本市の市税（西宮市内に本店（本社）がある場合に限る）に未納がある者（地方税法第15条に基づき徴収の猶予を受けている者又

は国税通則法第 46 条に基づき納税の猶予を受けている者を除く。) でないこと。

(2) 応募手続き

① 提出書類について

ア. 提出書類

提出書類	提出部数
(ア) 応募申込書 (様式第 1 号)	1 部
(イ) 法人概要	
(ウ) 法人登記事項証明書または登記簿謄本 (原本) 発行後 3 か月以内のもの	1 部 ※令和 6 年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は提出不要
(エ) 法人の定款	7 部 ※法人名等のあるものは 1 部。残りの 6 部は法人名、個人名等抜いたものを提出。
(オ) 法人の財務状況に関する書類 (貸借対照表、損益計算書) 直近 1 年分	
(カ) 納税証明書 (令和 6 年度分) ・法人税及び消費税等について未納税額のない証明 ・西宮市内に事業所を有する場合: 市税納付状況証明書	
(キ) 企画提案書 (様式第 2 号) ・令和 7～令和 8 年度の企画提案内容を記載すること。	

イ. 用紙の大きさは原則 A 4 版または A 3 版とし、(キ)については、左端をホッチキス綴じ (A 3 版は折り込み)。法人概要として既存のパンフレットを提出する場合や各種証明書等は、A 4 版または A 3 版以外でも可。支障がない範囲で両面印刷も可。

ウ. 提案は一応募者一提案とする。

② 企画提案書の作成要領

提案書では次の内容について下記の順で文書又は図等で具体的かつ簡潔に記載すること。

ア. 業務の実施方針について

イ. 業務の実施体制について

ウ. 通所型サービスの実施予定

エ. 業務のプログラムについて

- ・通所型サービスにおける通所の標準プログラムは別紙「標準プログラム」のとおり
- ・仕様書に定める内容を満たす範囲で変更は可能
- ・実際に提供する予定のプログラムを記載すること

オ. セルフマネジメントの支援について

- カ. 地域包括支援センターとの連携について
- キ. 危機管理体制について
- ク. その他提案事項（独自提案）について

③ 応募方法

前記応募期間内（令和7年5月12日（月）午後5時まで）に提出書類を持参（土・日・祝日及び受付時間外は受付しない）。または郵送（提出期限までに必着のこと）。

④ 提出先・問合せ先

西宮市 健康福祉局 福祉部 高齢介護課

住所：662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

電話：0798-35-3661

Mail：vo_kaigo@nishi.or.jp 担当者：飯沼

受付時間：午前9時から午後5時まで

（3）費用負担

本企画提案競技に関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。

（4）質問受付等

本実施要領の内容について質問がある場合は質問書（様式第3号）を提出すること。

- ① 提出期限：令和7年5月2日（金）午後5時
- ② 提出方法：質問書を電子メールにて高齢介護課（vo_kaigo@nishi.or.jp）まで提出。メールの件名は「質問書の提出について」とすること。
- ③ 回答方法：質問者に対し電子メールにより行うほか、市のホームページで随時公開する予定。

（5）説明会

本実施要領、仕様書等の内容についての説明会を開催する。参加を希望する場合は、申込みをすること。なお、本説明会への参加の有無は、企画提案競技における選考には影響しない。応募要領や仕様書を確認して内容を理解できる場合は参加不要。また、説明会における質疑内容は、後日ホームページで公開予定。

- ① 参加資格：応募者の資格要件を満たしている者
- ② 参加申込期限：令和7年4月15日（火）午後5時
- ③ 申込方法：電子メールにて高齢介護課（vo_kaigo@nishi.or.jp）まで、法人名（法人の場合）、事業所名、参加者名（1事業者あたり3名まで）を記載して申し込むこと。メールの件名は「説明会の参加申込について」とすること。
- ④ 回答方法：参加申込者に対し電子メールにより開催場所をお知らせする。

4. 提出書類の取扱い

提出された応募申込書及び企画提案書等は返却しないものとする。

5. 審査及び選考等

(1) 審査及び選考の方法

① 1次選考

- ・原則として、応募数が5事業者を超えた場合は、提出書類（企画提案書等）の内容により上位5事業者を選考する。
- ・応募者数が5事業者以下の場合は、提出書類の内容を審査し、2次選考の対象者を選定する。

② 2次選考

- ・1次選考入選者によるプレゼンテーションを実施。
実施は令和7年5月23日（金）を予定
説明時間 約20分、質疑応答時間 約20分
※時間・場所等は1次選考入選者に対し別途通知する。
※天候等やむを得ない事情により、令和7年5月23日（金）に実施できなかった場合、5月28日（水）に実施する。
- ・担当者及び責任者が出席すること。
- ・プレゼンテーション・ヒアリング審査で使用する資料は、提出された企画提案書のみとする。
企画提案書にない追加提案や追加資料の配布は禁止とする。
- ・欠席した場合は、応募申込を辞退したものとみなす。

(2) 審査項目

審査項目	採点割合	評価基準
① 実施方針の妥当性	50／890	選定評価基準 (別表)
② 業務の実施体制	270／890	
③ 通所型サービスの実施予定	110／890	
④ 業務プログラムについて	150／890	
⑤ セルフマネジメントの支援について	100／890	
⑥ 地域包括支援センターとの連携について	20／890	
⑦ 危機管理体制について	70／890	
⑧ 独自提案	20／890	
⑨ 業務に対する見識、意欲、提案内容の的確性、実現性	100／890	

(3) 審査方法

- ① 審査方法は、選定評価基準に基づく評価点により行う。選定にあたり、市職員で構成する「西宮市リハビリテーション専門職によるアセスメント同行訪問事業」及び「西宮市短期集中型通所サービス」に係るモデル事業企画提案競技受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- ② 1次選考については、選定評価基準に基づき事務局（高齢介護課）が評価点を算出する。
- ③ 2次選考については、選定評価基準に基づき委員会が評価点を算出する。評価点は各委員の評価点の平均値をもって委員会の評価点とし、これを応募者の評価点とする。

(4) 受託候補者の選定

審査の結果、最高得点を獲得した提案者を受託候補者として選定する。ただし、最高得点提案者が複数あった場合は、委員会の議決により選定する。また、最高得点提案者の得点が534点を下回った場合は受託候補者を選定しないこととする。

(5) 選考結果の通知

- ① 1次選考結果は、応募者全員に文書等で通知する。
- ② 2次選考結果は、プレゼンテーション実施者全員に文書で通知する。
- ③ 選考の理由、選考結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

(6) 無効

応募者、または応募者から提出された書類が下記のいずれかに該当する場合、その応募は無効とし、審査及び選考の対象とはしない。

- ① 提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

(7) 契約の締結

審査の結果、最高得点を獲得した受託候補者と、契約締結に伴い必要となる協議を行ったうえで、本市の作成する契約書によって契約を締結する。ただし、下記のいずれかに該当し、その者と契約締結ができない場合、同規定に該当しない者で評価順位が次順位の者を受託候補者とする。

- ① 本要項3の(1)に定める要件を満たすことができなくなったとき
- ② 契約交渉が成立しないとき、または受託候補者が本契約の締結を辞退したとき
- ③ その他の理由により契約の締結が不可能となったとき

6. その他

- (1) 応募申込書を提出後に申込みを取り下げる場合は、辞退届出書（様式第4号）を持参または郵送により速やかに提出すること。
- (2) 企画提案書等の提出後の提出書類の差し替え及び追加等は原則認めない。ただし、本市の判断により、記載内容確認のため補足資料の提出を求めることがある。

以上